

平成29年度

第2回愛知県障害者施策審議会

会議録

平成29年12月14日（木）

愛知県障害者施策審議会



# 平成29年度 第2回愛知県障害者施策審議会 会議録

## 1 日時

平成29年12月14日（木） 午後2時から午後4時まで

## 2 場所

愛知県三の丸庁舎8階 大会議室

## 3 出席者

井上委員、宇佐美委員、岡田委員、加賀委員、河口委員、川崎委員、小樋委員、高橋（美）委員、辻委員、徳田（清）委員、徳田（万）委員、永田委員、長谷委員、野田委員、古家委員、牧野委員、水野委員

（事務局）

健康福祉部長 ほか

## 4 開会

定刻になりましたので、ただ今から平成29年度第2回愛知県障害者施策審議会を開催させていただきます。開催にあたりまして、長谷川健康福祉部長から御挨拶申し上げます。

## 5 部長挨拶

委員の皆様方には、大変お忙しいところ、「平成29年度第2回愛知県障害者施策審議会」に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から本県の障害者施策の推進に、格別の御理解と御支援をいただいておりますことに、改めて御礼申し上げます。

当審議会につきましては、今年度第2回目の開催となります。これに加え、当審議会の下に設置し、本年7月から11月までにかけて全3回開催いたしましたワーキンググループにも委員の方々に御参加いただき、次期愛知県障害福祉計画につきましては、貴重な御意見を賜りました。誠にありがとうございました。

さて、本日は次第にありますように議題が3件ございます。

議題の1件目では、「第5期愛知県障害福祉計画（素案）」について御説明をさせていただきます。前回審議会やワーキンググループでの検討を踏まえ作成いたしました計画素案を御確認いただき、記載事項に対する御意見を賜りまして、来年3月の計画策定・公表に向けて進めてまいりたいと考えております。

そして、議題の2件目につきましては、昨年10月に制定しました「手話言語・障害者コミュニケーション条例」に基づき取り組んでまいります「コミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の推進」について御意見をいただきたいと思います。と存じます。

最後に、議題の3件目では、「あいち健康福祉ビジョン2020年次レポート（平成29年度版）（案）」について御説明させていただきます。当ビジョンが障害者基本法第11条に定められた「都道府県障害者計画」に位置づけられていることから、障害者計画に関係する部分について御意見を賜りたいと存じます。

委員の皆様方におかれましては、忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

## 6 定足数確認

では、議事に入る前に事務局より若干御連絡申し上げます。まず、定足数の確認でございます。本日は、委員数20名の内、過半数以上の17名が出席されておりますので、愛知県障害者施策審議会条例第4条第3項の規定により当審議会は有効に成立しております。

## 7 傍聴及びホームページへの掲載についての報告

続きまして、傍聴及びホームページへの掲載による報告をさせていただきます。この会議は、愛知県障害者施策審議会運営要領及び本審議会の傍聴に関する要領により、公開としております。11月30日（木）から県のホームページで審議会の開催をお知らせしておりますが、本日の傍聴はございません。

## 8 資料確認等

次に、事前に皆様にお送りしております、本日の会議資料の確認をさせていただきます。まず、A4版で本日の次第、出席者名簿、配席図、この出席者名簿、配席図につきましては、変更がございましたので、本日差替を配付しておりますのでよろしくお願いいたします。合わせまして、愛知県障害者施策審議会条例、運営要領でございます。続いて、資料1-1、資料1-2、資料2-1、資料2-2、資料3-1、資料3-2となっております。また、本日の会議では時間も限られておりますので、議題に対する御意見をいただくための様式も配付をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。なお、10月25日開催の第2回愛知県地方精神保健福祉審議会の資料を参考資料として机上配布しております。資料の不足等がありましたらお申し出いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。それでは進行させていただきます。

本会議では、手話通訳及び要約筆記の方に御協力をいただきながら進行していきますので、各委員におかれましては、御発言にあたりまして、マイクを利用いただき、ゆっくりと大きな声で御発言くださいますようお願いいたします。

なお、当審議会の会長を務める高橋会長から体調不良により欠席との御連絡をいただきました。審議会条例第3条第3項によりまして、「会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する」ことになっております。ついては、高橋会長から永田委員を当審議会の会長の職務代理にとの指名をいただきましたので、永田委員に本日の審議会の議長をお願いすることとしてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、この後の会議の進行につきましては、永田議長をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

## 9 議長挨拶

皆様こんにちは。高橋会長の代わりに、本日、議長を務めさせていただくこととなりました永田と申します。本日はよろしくお願いいたします。では、開催に当たりまして、私から一言御挨拶申し上げます。

本日は、お忙しい中、障害者施策審議会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

さて、今回は今年度2回目の審議会であり、内容は、先程、健康福祉部長の挨拶にもありましたとおり、議題が3件ございまして、いずれも重要な議題であります。特に、「第5期愛知県障害福祉計画（素案）について」は、先月まで3回にわたった障害者施策審議会ワーキンググループにおいて、検討を進めてまいりました。本審議会に提出されている素案は、今までの意見が反映されたものとなっていると存じます。その上で様々な見識から評価して第5期の素案をしっかりと検討してまいりたいと考えております。限られた時間ではありますが、積極的に、また要点を絞って御発言をお願いしたいと思います。円滑に会議を進めていきたいと思っておりますので、御協力をお願いします。

また、委員の皆様方におかれましては、言葉や内容についてお分かりになりにくいことがあれば、手を挙げるなどしていただき、御質問していただきたいと思っております。そして、御遠慮なくお考えを言っていただきまして、審議が充実したものとなりますようお願い申し上げます。簡単ではありますが、御挨拶とさせていただきます。

## 10 議事録署名者指名

それでは、運営要領の第2条第3項によりまして、会長が議事録署名者を2名指名することになっておりますので、本日は議長の私の方から指名したいと存じます。今回は、高橋美絵委員と野田委員にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

## 11 事務連絡

では、次第に沿って議事を進めてまいります。本日の会議の終了時刻は、午後4時を予定しておりますので、御協力をよろしく申し上げます。

それではまず、議題の1番目「第5期愛知県障害福祉計画（素案）について」を審議いただきたいと存じます。事務局から説明をお願いします。

## 12 議題（1）第5期愛知県障害福祉計画（素案）について

### 障害福祉課 加藤補佐

企画・調整グループの加藤と申します。座って説明させていただきます。

それでは、資料1-1を御覧ください。計画素案でございます。第5期障害福祉計画につきましては、先回の施策審議会におきまして、計画の骨子について御審議いただいた後、ワーキンググループを2回開催し、御意見をいただきながら、計画素案の取りまとめを行ってまいりました。また、その間、施策審議会の「手話言語・障害者コミュニケーション手段に関する専門部会」や「愛知県自立支援協議会の地域生活移行推進部会」、「愛知県発達障害者支援体制整備推進協議会」におきましても、御意見をいただいたところでございます。本日の資料では、先月のワーキンググループでお示しした内容から修正した部分に、網掛けをした資料となっております。

それでは、27ページを御覧ください。第4章「地域生活移行等についての成果目標の設定と取組施策」でございます。この内、項目1の「福祉施設の入所者の地域生活への移行」につきましては、これまでに、目標設定の方針について、特に議論をいただいたものとなっております。29ページには、第4期計画におきます目標値と進捗状況を記載しております。成果目標①であります。地域生活移行者数の目標値1,117人に対しまして、計画期間の途中ではありますが、28年度までの実績が96人という状況でございます。こうした状況を踏まえまして、資料にはございませんが、ワーキンググループや、「障害者自立支援協議会の地域生活移行推進部会」におきまして、「入所者の意向を尊重した上で、本県の実情に即した、地域生活への移行を進めるための取組を考え、関係者が連携して取り組むことで、達成可能となる目標値を設定していく」といった御意見や、「国の基本指針に即した目標値ではなく、本年実施した「福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査」、その調査結果を分析した上で、本県の実情に即した目標値を設定すべき」との御意見をいただいたところです。

30ページを御覧ください。5期計画の目標設定につきましては、ニーズ調査の結果を踏まえ、入所者ご本人の意向を尊重した、本県の実情に即した設定を行うこととし、「① 地域生活移行者数の増加」の囲みの中にありますように、平成28年度末から32年度末におきます、地域生活移行者数の目標値を、177人に設定いたしました。

次の31ページに、ニーズ調査の概要を示しております。具体的には、「6 主な調査結果」の表の内、中ほどにございます、「地域移行に関する御本人のニーズ」欄のコメ印にございます、自宅、グループホーム、公営住宅・アパートへの移行希望者「177人」、この人数を、目標値に設定いたしました。また、施策の充実により、地域生活を取り巻く環境が整備された場合、地域移行を希望する方が、さらに増える可能性もあることから、ニーズ調査で「今いる施設で生活したい」と希望された781人の内、「今の施設が安心・楽しい」と回答した方、つまり、本人の意向により施設入所を望まれている方を除きました「297人」、この人数を、先ほどの177人を達成した後に、新たに目指すべき目標として、30ページに記載しております。

続きまして、66ページを御覧ください。「第5章 障害福祉サービス等の見込量と確保策等」でございます。66ページから133ページにかけまして、障害福祉サービスの見込量である「活動指標」について、各市町村へ照会した結果を積み上げた数字を記載しております。この中には、77ページの「就労定着支援」や、82ページの「自立生活援助」、96ページの「居宅訪問型児童発達支援」といった、平成30年度からスタートする、新しいサービスの記載もございます。そのため、現時点でサービス見込量が未定の市町村があるなど、今後、市町村が取組を進めていく中で、数値が変更されてまいります。引き続き、市町村の数字を確認して記載してまいります。

ここで、資料1-2を御覧ください。資料1-2には、先回の第3回ワーキンググループ、並びに、その後開催されました「手話言語・障害者コミュニケーション手段に関する専門部会」におきまして、いただいた御意見と、その対応案を示しております。本日の計画素案は、これらの御意見につきましても反映した内容となっております。いくつか、説明させていただきます。

2ページの5番。「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」において、精神障害のある人の退院を促進していく上では、入院患者の意思をうまく引き出すアドボケーターのような専門家(相談支援員)の確保と、ピアサポーターの活用が必要であり、計画に記載するように、との御意見をいただきました。こちらにつきましては、資料1-1、計画素案の42ページを御覧ください。2つ目の丸、「地域生活への移行に向けた支援」の項目中、網掛けの部分でございます、ピアサポーターの育成と活用さらに、意思決定が困難な方を支援する人材の育成について、加筆を行いました。

続きまして、資料1-2に戻っていただきまして、4ページであります。11番、「スポーツ振興事業」につきまして、聴覚障害のある人はパラリンピックではなく、デフリンピックへ出場することになるため、4年後に開催されますデフリンピックを見据えた支援を、という御意見をいただきました。関連しまして、パラリンピックとデフリンピックの違いや、スペシャルオリンピックスについても、啓発の意味から記載してはどうか、との御意見をいただきました。資料1-1、計画素案の146ページを御覧ください。御意見を踏まえまして、本県に縁のある方が参加する、全国規模、世界規模のスポーツ大会について周知に努めること、さらには、世界規模のスポーツ大会で入賞された方等に対しまして、愛知県障害者スポーツ顕彰を授与することや、次の147ページには、パラリンピック、デフリンピック、スペシャルオリンピックスなど、国際規模のスポーツ大会について記載をいたしました。

続きまして、資料1-2の5ページ、12番であります。「意思決定支援の促進」に関しまして、意思決定支援に当たっては、障害のある人に、いかに分かりやすく伝えるかがポイントである。計画素案の151ページに「意思決定支援の流れ」を図示しているが、その中に、障害の特性に応じた方法、発達障害でいえば、絵図や実物の提示などを活用して、障害のある人にしっかりと伝える必要があることを記載してはどうか。これは、手話言語・障害者コミュニケーション条例にもつながる、との御意見であります。こちらにつきましては、計画素案の151ページの流れ図でございますが、御意見を踏まえまして、ページ中ほどの、「本人が自分で決定できるよう支援」という囲みの中に、本人が理解できるよう、障害の特性に応じた情報

提供が必要なことについて、記載いたしました。

資料1-2にお戻りいただいて、7ページ、17番から21番まで、手話言語・障害者コミュニケーションについて御意見をいただきました。例えば、18番では、コミュニケーション手段の獲得について、手話という言語の獲得についても記載を、といった御意見。20番では、中途失聴の方は、障害の特性に応じたコミュニケーション手段について、御自身が利用するということに思い至らない場合があるので、ニーズを持ちながら、外には出せない方への啓発について記載を、といった御意見をいただきました。手話言語・障害者コミュニケーション手段につきましては、資料1-1、計画素案の158ページ以降に記載しております、この中で反映させていただいております。先程の、手話という言語の獲得につきましては、159ページの1つ目の丸、「手話言語の獲得及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択」の中で、反映させていただいております。また、ニーズを持ちながら、外には出せない方への啓発につきましては、同じく1つ目の丸の段落の最後になります、「障害のある人やその家族に対する適切な情報提供」に努めることを記載いたしました。

説明は以上となりますが、本日、この審議会におきまして、御意見をいただき、計画素案について、最終の取りまとめを行いたいと考えております。今後のスケジュールでございますが、年明け1月下旬から2月にかけてパブリックコメント行いまして、3月に第3回愛知県障害者施策審議会で計画の策定・公表を目指してまいります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

#### 永田議長

ありがとうございました。それでは計画の中身について、御意見を伺っていきたくと思います。しかし、かなり分量もありますので、区切りながら審議の方を進めさせていければと思います。

まず、第1章から第3章までを取り上げさせていただきたいと思います。1ページから26ページまでになっております。第1章から第3章までで、御意見や御質問はございませんでしょうか。特に、第3章の「(4)発達障害のある人の状況の部分」はかなり拡充して書いていただいたようなかたちになっていると思いますので、御確認の上、御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。では、古家委員。

#### 古家委員

愛盲連の古家です。発達障害者支援法のところに書いてあり、内容というより障害名なんですが、注意欠陥多動性障害と以前は言っていましたが、注意欠陥多動症に変わったというような話を聞いています。また、自閉症スペクトラムとかとも聞いているんですけども、このあたりは、昔のままで良かったのでしょうか。

#### 永田議長

ありがとうございます。国際的な診断基準の方は変更になっていると思いますが、今回の表記は、おそらく、発達障害者支援法での表記に準じているものではないかと思います。事務局から、補足説明をお願いしますでしょうか。

#### 障害福祉課 加藤補佐

障害福祉課の加藤です。計画上の表記につきましては発達障害者支援法に準じるかたちで表記しているところでございます。

#### 永田議長

ありがとうございます。国際的な診断基準の変更があって、流れとしては、今お話がありましたように、

注意欠如・多動性、自閉スペクトラム症というように変わってきておりますが、国の法律自体の表記が現在このままでありますので、それに準じた表記になっております。そういう意味では、「発達障害者支援法では」というふうに、括弧書きで引用であるということを知るようにした方が良いかもしれません。そちらについては、また御検討いただければと思います。

その他にいかがでしょうか。それでは長谷委員お願いいたします。

#### 長谷委員

愛知県重度障害者団体連絡協議会の長谷です。住居の部分なんですけど、資料1-2の番号1の対応案のところに、「あんしん賃貸支援事業の推進を図っていくことについて」と明記がありますが、グループホーム等を出たいという話があったときに、一番にワーカーに相談に行くのかなと思うんですが、この相談支援をしているワーカーとの連携とか繋がりとか。私が所属しているNPO法人のほうでも、この支援事業の委託を受けさせてもらっているんですが、一度お話をいただいた後、特に何も報告を出すとかといったこともないので、実際ここがどれくらい機能しているのか、という質問です。

#### 永田議長

資料1-1の23ページの居住系サービスのところでよろしかったでしょうか。では、事務局から現状について御説明いただければと思います。

#### 障害福祉課 加藤主幹

事務局の障害福祉課加藤です。長谷委員から御質問いただきました、居住サポート事業やあんしん賃貸支援事業の推進を図っていくというところで、どれくらい機能しているかということでございますけども、すみませんが、今資料を持ち合わせておりませんので、改めて確認をいたしまして提供させていただきたいと思っております。ただ、長谷委員からご発言がありましたように、これからしっかり推進をしていく事業だと考えております。計画には現状34ページに盛り込んでおりますけども、どういったかたちで取り組んでいくのが良いのかということもアドバイスいただければと思います。ありがとうございました。

#### 永田議長

どういうふうに機能させていくのかということに関しては、具体的に、どういった施策を考えられるのかということを含めていかなければいけない部分というふうに思いますので、また、委員の先生方からも御意見を伺いながら、具体的な部分を詰めていくことになろうかと思っております。よろしかったでしょうか。また資料等ができましたら報告をお願いします。

その他いかがでしょうか。それでは、岡田委員よろしくをお願いいたします。

#### 岡田委員

愛知県自閉症協会つばみの会の岡田です。よろしく申し上げます。資料1-1の25ページで、保育所等訪問支援というところで、この事業はまだ新しく、後ろの方にも書いてありますけれども、各市町村で必ず利用できるよに進めていくということは分かりました。この訪問支援は親の方が保育園にお願いして、訪問して支援していただくということなんですけど、これは質問なんですけども、御一人の子どもさんが何回も利用できるものなのか、ということをお聞きしたい。うちのほうに問い合わせがあって、何回も訪問をお願いしたら、御宅の子どもさんは何回も訪問支援したので、他の方にもしたいので、と断られたことがあったと聞きましたので、これはやっぱり継続して訪問支援をしていただきたいと思いますと思うのですが、そこを教えて



いただけるとありがたいです。

#### 永田議長

はい、保育所等訪問支援ですが、各市町村によって違っているのではないかと思いますけども、事務局で把握されていますでしょうか。

#### 障害福祉課 柴田課長補佐

障害福祉課事業所指導・指定グループの柴田です。福祉サービスにつきましては、利用者の方の状況すとか、家庭の環境に応じて、市町村が決定するという事になっておりまして、もちろん、御本人や保護者の方の利用意向に応じて決定するという事になっております。県としては、そのようなかたちで市町村に指導しているところでございます。以上です。

#### 永田議長

はい、ありがとうございます。各市町村によって、おそらく、保育所等訪問支援をどのように行っているのかが異なっているのではないかと思います。おそらく、回数が限られているところもあれば、利用者自体にもどういったかたちでというのが決まっているかと思えます。県として市町村でどういうふうに行われていて、どういうニーズがあるということが挙がってくると市町村の方の対策というか施行の後押しになってくるかと思えます。そのあたり市町村が十分に対応していけるような、後押しになるようなかたちに持っていくことができれば良いのではないかと思います。よろしかったでしょうか。今後、重要な取組になっていくかと思えますので、よろしくお願ひします。

その他いかがでしょうか。

それでは次に進めさせていただきまして、またありましたら、後から全体のところで、第1章から第3章につきましても振り返らせていただければと思ひます。

それでは、続きまして第4章に移らせていただければと思ひます。まず、1番目の福祉施設の入所者の地域生活への移行についてを取り上げさせていただきたいと思ひます。ここにつきましては、地域移行者数の目標値案が示されております。目標値については、さきほど説明があったとおりに思ひます。先に、目標値を含む、この地域移行の部分について御意見等を伺いたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。長谷委員よろしくお願ひいたします。

#### 長谷委員

愛知県重度障害者団体連絡協議会の長谷です。施設から地域へというところで提示されている数値を達成するのに、精神の方達の方ではピアサポーターが計画に組み込まれていて、すごく良いことだなと思ひんですけども、やっぱりピアというところを重視していただいているのであれば、全体のピアカウンセリングやピアカウンセラーの育成や配置などについても、是非、盛り込んでいただけたらと思ひます。以前から地域移行という言葉に関して、ピアカウンセリングや自立生活プログラムの提案等もさせていただいております。養成すとか配置すとかというところで、相談支援のワーカーさんとはまた違う働きができるかと思ひますので、是非、計画の中に盛り込んでいただけたらと思ひます。以上です。

#### 永田議長

先ほどワーキンググループの意見と対応のところで、精神障害に関しては、ピアカウンセリングということについて、ピアサポーターの育成・活用ということがあったかと思ひますが、それを精神だけではなくて、

この地域生活移行に関してもピアサポーターの配置や養成を位置づけていただけると、より良いのではないかと御意見かと思えます。これについて、事務局の方から何かありますでしょうか。

### 障害福祉課 立花主幹

障害福祉課の立花です。今、長谷委員から御提案のありました、精神以外にもピアカウンセリングやピアサポーターの配置や養成を知的や身体の入所施設からの移行者にも位置づけてはどうかという御意見でした。今、自立支援協議会の地域生活移行推進部会において、今年度から入所施設からの地域移行について、施設協会さんとも意見交換をしながら、議論を進めているところです。その中で、施設に入所されていらっしゃる方が、地域生活をイメージできないということがあり、地域生活がイメージできないが故に、地域生活へ行きたいという欲求の意思表示ができないという御意見をいただいています。すでに地域に移行して生活していらっしゃる障害のある方もいらっしゃいますので、そういった方たちから地域生活のイメージを直接話ししていただき、入所施設に入所されていらっしゃる方が、地域生活をイメージができる取組というものも今後考えていきたいと思っています。ただ、精神のピアカウンセリングのように制度化されたものではありませんが、役割としては、きちんと地域生活がイメージできるような情報を施設に入所されていらっしゃる方に届ける仕組みを考えていきたいと思っております。以上です。

### 永田議長

はい、ありがとうございました。以前、地域生活移行に関するニーズ調査の概要の検討のところでも、実際の生活をイメージできないが故に、今は希望しないということもあるのではないかと御意見が出たかと思えます。そういった意味では、今、位置づけが十分されていないということではありましたけども、こういった地域生活支援という意味でのピアサポーターやピアカウンセリングを今後どういうふうに定義していくのか、どう考えていくのかということが今後大きな課題になってくるかと思えますので、現状を踏まえながら、検討をいただくという方向でお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

その他いかがでしょうか。徳田委員よろしく願いいたします。

### 徳田（万）委員

愛知県弁護士会の徳田でございます。資料1-2の番号2として、第3章ということで順番が前後してしまっただけですが、第4章にも絡んで資料1-1であれば33ページのところに引用がされております、サテライト型住居の設置について質問でございます。ワーキンググループの際に岡田構成員から御質問があったということで、現在県内においてサテライト型住居の数が31住居、うち14住居が名古屋市内ということなんですけども、この31住居というのは、箱としての31なのか、それとも、受け入れ人数ということなのか。具体的にどれくらい収容可能なキャパシティがあるのかまず一つ伺いたいということ。また、キャパシティに対して、「積極的に活用されるよう働きかける」と記載がありますが、実際のキャパシティに対しての受入の受け皿が足りないということなのか、それとも実際、受け皿は少しずつ用意されつつあるのだけれども、まだ人が足りないとか実際に周知がされていなくて利用されていないという状況にあるのか、その点を分かる範囲でお答えいただきたいと思えます。

### 永田議長

ありがとうございました。サテライト型住居に対する御質問でした。資料1-2の番号2、第3章の現状の対応案ところに、サテライト住居が県内に31住居あるということですが、この31住居が建物のことを指しているのか、収容人数のことを指しているのかということの具体的な説明と、この31住居で現在足り

ているのか、それとも希望者が少ないという状況なのか、そのあたり、この31住居の数字をどのように読み取ればいいのかということに関する御質問だったかと思います。それでは、事務局から御回答をよろしくお願いたします。

#### **障害福祉課 立花主幹**

障害福祉課の立花です。今、御質問がありました31住居ですが、31人に対応した部屋といえますか、住居というように、考えていただきたいと思います。また、ニーズに応えられているのかということをございますが、この31住居について、稼働率をこちらで把握しておりませんので、そのあたり、調査をして確認をさせていただきたいと思います。以上です。

#### **永田議長**

稼働率だとか希望があって入れない数なのか、それともニーズに十分足りているのかということ、また、ニーズが周知されていないから、ニーズが少ないのかどうかといった分析も必要になってくるかと思ひますので、御検討をお願いできればと思います。よろしくお願いたします。

その他にいかがでしょうか。では、河口委員お願いたします。

#### **河口委員**

立命館大学客員研究員の河口です。ワーキンググループのときにも質問をしたんですけども、地域生活移行で施設から出る人の問題というのもあるんですけども、若い時点で施設入所して子どもの頃を過ごして、そのままずっと成人の施設で過ごしている方が少なからずいらっしゃるのではないか。それで施設に出る方はいても、特に若い方が、新規に施設に入って、人生の大半を施設で過ごすのが問題ではないかという話で、入所についてもどういう状況なのか、特別支援学校を出て入所されている方がどれくらいいるかというのを調べていただけるというお話だったかと思いますが、どうなったのでしょうか。

#### **永田議長**

はい、入り口のところです。学校を卒業した後にそのまま施設に入所になり、長期入所なられている方がいらっしゃるのか、ということはどうかということだったかと思ひます。事務局である程度把握されていますでしょうか。いかがでしょうか。特別支援学校卒業後の進路調査である程度把握できる数になりますかね。

#### **障害福祉課 立花主幹**

障害福祉課の立花です。すみません、特別支援学校からではないんですけども、福祉型の障害児入所施設からの、対象者人数の内、約15%に当たる24人の方が、者の支援施設に移行しているという状況でございます。

#### **永田議長**

河口委員お願いたします。

#### **河口委員**

残り85%の方についてはどうでしょうか。

## 障害福祉課 立花主幹

障害福祉課の立花です。平成26年度から平成28年度の累計を答えさせていただきますが、自宅が38.5%、グループホームが29.8%、障害児入所施設に年齢超過でそのままの方が5%、者の施設に移られ方が14.9%、その他の入所施設が3.7%、入院で2.5%という集計データがございます。以上でございます。

## 永田議長

ありがとうございました。障害児入所施設から成人に移行しているときにどのように関わっているのかというところの報告だったかと思います。河口委員からお話がありましたように、施設しか知らない状況で育っていかれると地域移行がなかなか難しいということが出てくると思います。入り口のところで引き受けをして、どのようにその中から地域に繋げていくのかということについては、検討していかなければいけない部分かと思いますが、河口委員から、今の数字をお聞きしての御意見でございますでしょうか。

## 障害福祉課 加藤主幹

事務局の障害福祉課の加藤です。河口委員から、第1回ワーキンググループにおいて、そういった資料の提供をということで、意見をいただきました。その後調査をしまして、今、立花主幹が答えた内容ではありますが、11月24日に第3回ワーキンググループで資料として配付させていただきました。本日の審議会の場ではお配りしておりませんので、改めて河口委員へ提供させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

## 永田議長

河口委員、よろしかったでしょうか。

## 河口委員

資料については、はい、大丈夫です。調査していただいたということで、障害を持っている子どもがずっと入所施設で一生を過ごすということが、他の道もあるようなかたちに持っていけると良いと思います。

## 永田議長

はい、貴重な意見をありがとうございました。

それでは、まだ先がありますので次に進めさせていただければと思います。次は、第4章の残りの部分になります。37ページから65ページまでになります。こちらの部分について、御意見や御質問等がございますでしょうか。では、徳田委員、お願いいたします。

## 徳田（万）委員

愛知県弁護士会の徳田でございます。資料1-1の53ページ「一般就労へ移行することが困難な人に対する支援等」の項目のところで、「官民一体となって障害のある人の福祉的就労の底上げを行う必要」という趣旨からすると、この優先発注制度が、まあ私も詳しく存じ上げなくて、こんなことをしているんだなあと感じたんですが、一方で実績について、次の54ページ、図表67を見ますと、数字の実績がどんどん下がっているようにお見受けいたします。この制度自体は非常に良い試みだと思うんですが、なぜこのように実績が下がっているのかということについて、分析結果等ございましたらお教えいただきたく思います。

## 永田議長

53ページの下から9行目「障害者多数企業等への優先発注制度」のことにに関して、54ページの表では例年、件数また金額も年々下がってきていることに関しての御質問になるかと思えます。事務局から経緯や概要について、御説明いただけますでしょうか。

当初、平成23年では318件ですが、平成27年では79件と約4分の1に減り、金額も約4分の1になっている状況です。いかがでしょうか。

## 就業促進課 柳田課長補佐

就業促進課の柳田です。ただいま御質問がありました件につきましては、ただいま、詳細な分析等は持ち合わせておりませんので、後日、調べまして御回答させていただきたいと思えます。

## 永田議長

はい、53ページには「役務の優先発注を推進していきます」との記載がありますので、推進していつてはいるけども、実績が減っているということに関して、どのように分析していくかがご指摘のとおり、とても大事になっていくかと思えますので、是非、分析をよろしく願いいたします。

では、他にいかがでしょうか。岡田委員、よろしく願いいたします。

## 岡田委員

愛知県自閉症協会の岡田です。よろしく願いします。65ページと66ページで二つ質問をさせていただきます。まず一つは、愛知県心身障害者コロニーの再編整備についてですが、今までコロニーは、知的障害を伴う自閉症の方を中心に疾患などを診ていただいているんですが、65ページの「3 組織・体制」のところで「あいち小児保健医療統合センターの診療科を統合」と書いてあります。あいち小児は今まで知的遅れが伴わない方の診療を中心にやっていたような所なんですが、これが統合ということになると、コロニーは春日井の山の上にありますので、愛知県内の自閉症の知的障害を伴う・伴わない方の医療的な棲み分けみたいなものがあるのか、これから作っていくのか、ということ。安心して医療に掛かれるのかってということが、とても心配しております。それと、入院設備も今までのベッド数よりも減ると聞いておりますので、強度行動障害を伴い、生活がなかなか成り立たない方は今まで愛知県コロニーの中央病院に入院をして改善するという方が多かったんですが、そこについても、これからどのように取り組んでいただけるのか、ということをお聞きしたい。

それともう一つ、66ページにも、「身近な地域で必要なサービスを利用できるよう」と書いてありますが、例えば強度行動障害の方は、市町村事業になるんですが、移動支援など、ほとんどヘルパーさんは同性介護の方がいらっしやらない状況で、サービス時間はいただいても、実際にはなかなか利用できない実態があります。先日も、会員の方から相談があったんですが、ヘルパーさんが70歳になられて定年なので、後がなかなか見つからないので、相談支援にかけているけども、もう一年以上なかなか見つからないので、その方は住む都市を引っ越そうかとまで考えているとの御相談がありました。なので、行動援護は国の事業ですけれども、移動支援は市町村の事業で、市町村の財政状況によって、地域の福祉サービス事業所が有る無しに関わって、なかなか利用できないという実態があるので、計画に「身近な地域で必要なサービスを利用できるよう」と記載していただいているので、実際にそうしていただきたいと思うので、実態が伴う施策等があるのかお聞きしたいです。

## 永田議長

はい、2点の御質問だったかと思います。後半の部分は第5章にかかってきますので、まず、第4章の部分ですが、あいち小児保健医療総合センターの統合に関する御質問です。このことにつきましては、今まで何度か御質問をいただいております、とても不安に感じていらっしゃる御家族がいるという御意見があがってきていたかと思います。前の回答でも、入院の床的には変わらないという御回答をいただいていたかと思いますが、改めて御説明をお願いできますでしょうか。

## 障害福祉課障害者施設整備室 杉原室長

障害者施設整備室長の杉原です。よろしく申し上げます。コロニーの関係について、御説明いたします。

まず一点目の、あいち小児保健医療総合センターの診療科を統合するというところでありまして、今まで、あいち小児が行っておりました、知的を伴わない方の治療を平成30年4月からは、コロニーへ移管することとしております。従いまして、現在、あいち小児が行っております、児童精神の関係の、知的を伴わない方をすべてコロニーで行うこととしております。

それから、もう一つが、ベッド数が減っているのではないかという御質問をいただきました。確かに、許可病床自体は、175床ございます。御存知のとおり、コロニーはかなり老朽化しておりまして、実際に稼働しているのは、現在120床です。今後、新しくできます、あいち小児医療療育総合センターは、65ページに書いてあるとおり147床、その内、児童精神が25床で、これは変わりません。それから、あいち小児から心療科が移管されてきますので33床ということで、都合147床で運営することとしております。説明は以上です。

## 永田議長

はい、ありがとうございました。多分、御家族に概要がオープンされていない分、見えにくい部分があったかと思いますが、医療療育総合センターの役割を広く広報していただいて、周知していただくということが必要になってくるかと思いますが、よろしく願いいたします。愛知県全域から、比較的南部地域の方が、あいち小児を利用されていたんだけど、県内全部が、コロニー一括になるのかという御質問という理解でよろしかったですね。はい。一括して、医療療育総合センターが県内のそういったものを総合的に担う施設として生まれ変わる、ということだと思います。よろしく願いいたします。

それでは、もう一つの質問が第5章のことになりますので、第5章から第7章までに進ませていただいて、その中で、ただいまの御質問について、御回答いただければと思います。次に、第5章から第7章までを検討していきたいと思いますが、最初に、岡田委員から御質問がありました、強度行動障害の「身近な地域で必要なサービスを利用できる」ということに関して、実際になかなか利用できにくい現状にあるのではないかという中で、具体的にどう実現していくのかということについての御確認だったかと思います。いかがでしょうか。事務局から、現状や今後の方策について、御説明いただければと思います。

## 障害福祉課 立花主幹

障害福祉課の立花です。岡田委員から御質問がありました、実際の施策はあるのか、という御質問でございます。県では、強度行動障害者の支援者の養成研修を平成27年度から、研修事業者の指定をさせていただき実施しております。指定研修事業者は、国の研修を受けていただいた方達を中心に研修を企画していただくということで進めておりまして、毎年、国研修に県から派遣をさせていただき、指導者の養成を図っております。また、実際に地域において、そういった研修事業者が必要だということで、地域の協議会等で検討等していただき、研修事業者が新たに生まれている地域もございますので、そういったところを県として

は後押ししてまいりたいと考えております。以上でございます。

#### 永田議長

はい、岡田委員。

#### 岡田委員

愛知県自閉症協会の岡田です。ありがとうございます。研修をしていただいているというのは、すごく理解しておりまして、とてもありがたいなと思うんですが、研修を受けてきた方が、日々、当事者達と対応するにあたって、やはり、学んできたことを実行できない状況があるんです。結局、日々は、その人達と生活をしなければならない。けれども、生活を流していくのに精一杯で、せっかく研修を受けたけど、学んできただけということが本当によくあります。ですので、その方々が学んできたことを、本当に困っている行動障害の当人に、実行して、継続して、またアドバイスをいただけるような、本当に動けるシステムにしていただかないと、強度行動障害の方たちは救われれないと思います。是非、これは県の施策としてお願いしたいと思います。

#### 永田議長

はい、ありがとうございました。平成27年度から研修が始まっているということで、これから、これをどういったかたちで実際に地域の中で活躍をしていただけるようなかたちに持って行けるのかは、ただ研修を受けただけではなかなか難しいところがあるのではないかという御指摘だったかと思います。66ページに「身近な地域で必要なサービスを利用できるよう充実を図る」と記載がありますので、具体的にそのあたりについても、特に、強度行動障害については、これまでなかなか難しかった・焦点が当たりにくかった部分になるかと思っておりますので、御検討いただけると良いのかなと思います。貴重な意見をありがとうございます。

その他に、第5章から第7章まででいかがでしょうか。具体的にサービス見込量等も示されておりますので、質問等でも構わないかなと思っております。岡田委員、よろしく願いいたします。

#### 岡田委員

愛知県自閉症協会の岡田です。障害福祉サービスのところで、障害児の放課後等デイサービスがあるんですけれども、今、全県内で放課後等デイサービスはすごく事業所も増えてたくさん当事者達が使わせていただいて、皆さんとても充実した放課後を過ごしていらっしゃるんですけども、その放課後等デイサービスが終わった18歳以上のサービスがやはりまだまだ少ないです。先ほどもお話ししたとおり、移動支援のヘルパーさんも少ないので、移動支援を利用できない方は日中一時を利用されたり、ヘルパーさんがいないので、日中一時を利用したらどうですかと市からアドバイスをいただいて日中一時を使ったりされている現実があります。なので、飛躍かも分からないですけども、18歳で高等部を出た方が若いうちに、施設入所を望まれる保護者の方がいらっしゃるという現実があります。やはり、地域で、せっかく放課後等デイサービスで放課後の充実した生活をしてきた若い人たちが、それ以後も地域で、余暇支援などを利用できるようにしていただきたいなと思っております。移動支援は市町村事業なので、直接、県の事業ではないですが、やはり、そこがキーかなと思いますので、よろしく願いします。

#### 永田議長

はい。就学期には、比較的いろんな支援のサービスが充実してきたというのが現状かと思いますが、やは

り成人になった後も、余暇支援も含めて、どういうふうによりよく生活したり、生きていくための支援をどう提示していくかは、新たな課題として出てきているところではないかと思えます。

そんなことも踏まえながら計画の中にどう入れ込むかについては、今後の課題になってくるかと思えますけれども、ご検討いただく必要が出てくるのではないかと思えます。このことについて、事務局から何かありましたら御意見いただければと思えますがいかがでしょうか。

## 障害福祉課 立花主幹

障害福祉課の立花です。18歳以上の方の行き場がないということで、岡田委員から、移動支援を市町村の方で充実をとというお話がありました。移動支援ですと、地域生活支援事業という統合補助金の中で財源負担を市町村の方にいただいているというところでございまして、なかなか難しい問題ではありますけれども、地方に超過負担が生じないよう十分な財源負担を、毎年、国に要請させていただいております。

一方、放課後等デイサービスですけれども、非常に数が多くなってきておりまして、支援が充実してきているところなんですけど、18歳でお終いではなくて、放課後等デイサービスに限ったことではないですが、一人一人の将来の進路というんですか、どういった生活を描いてその方を支援していくのかということ、支援者が自ら一緒になって考えて支援していくということが求められますので、放課後等デイサービスの児童発達支援管理責任者の方が、個別支援計画を作成する中において、相談支援事業所と連携をとって、将来、どういった進路を目指して支援していくのかを皆さんで話し合っただけでいいよ、人材育成等、県でもしっかり質の確保を図っていきたくて考えております。以上です。

## 永田議長

はい、ありがとうございます。県でも、いろいろ今ある資源を活用しながらどんなことができるのか検討いただいているということになりますので、今後の取組も含めて、また、御報告いただければと思えます。

それでは時間もありますので、最後、第8章から第9章に移らせていただければと思えます。特に第8章に関しましては新設の章となっております。専門部会でも、十分に御議論いただいたところではございますけれども、御意見等がございましたら、よろしくお願ひいたします。河口委員、よろしくお願ひいたします。

## 河口委員

第8章のところ、149ページに「成年後見制度及び日常生活自立支援事業の活用等権利擁護の推進」というのがあるんですけども、当事者の社会参加を促進するというところで用いられている、市町村の地域生活支援事業ということなんですけども、ちょっとこれとは外れてしまうんですけども、最近、欠格条項に関する資料を見たら、障害を持っているが故にいろんなことが制限されるという欠格条項ですけども、自体は減っているんですけども、最近、この成年後見制度の補助とか補佐人になると、いろんな制限が来ると、今、裁判やってらっしゃるのか…。まあ公務員も成年後見を受けていると、公務員にはなれないということで職を失った方が、発達障害の方でいると思うんですけども、その兼ね合いで、愛知県は、今、非常にそれが成年後見制度を促進するのにブレーキがかかっているところもあると思うんですけども、その辺はどのように把握されてらっしゃいますか。

## 永田議長

法律的なことあるかと思えますが、現状、そういったことが起きていないかということも含めて、ありましたら御報告いただければと思えますが、いかがでしょうか。



## 障害福祉課 立花主幹

障害福祉課の立花です。成年後見制度を使うと、権利が制限されるということがあります。成年後見制度も、後見とか補佐とか、いろいろ段階があるんですけども、障害のある方の場合ですと、その方がどういう意思を持っていらっしゃるのか、というのが非常に重要でありまして、昨年度末に、「意思決定支援ガイドライン」というものが、国から示されております。成年後見制度は、財産保全を制度化したものだと思えますけれども、本人の意思がどうであるか、どんな生活をしたいのかが、重視されてこなかったところがあるかと思えます。一方、相談支援事業所さんとかが関わって、成年後見センターというものが、各地域にできてきている現状がございます。そういった福祉と法の関係者の中で、本人のために何が最善の利益かということをしっかり考えていただいて、こういった制度を活用していただくということが、今後必要なのかなと考えております。

実際、現状に支障がある事例が起きているのかというところですが、申し訳ないですが、県では、把握しておりません。

## 障害福祉課 植羅課長

障害福祉課長の植羅でございます。河口委員がおっしゃられたのが、公務員等の欠格条項の話だのではないかと思います。私たち、県の職員ですとか、市の職員ですとか、地方公務員法という法律が適用されるということで、その中で欠格条項についても、法文上規定がされてございます。なかなか県のレベルで法の改正とかは、当然、難解な話になってまいりますので、この計画への反映は難しいかなと思いますので、御理解いただければと思います。以上です。

## 永田議長

ありがとうございました。法律上の兼ね合いがあるかと思いますが、先ほどお話がありましたように、福祉と法律の狭間で、不具合が起きないように、どのように連携をして支援をしていくのかという話になるのではないかと、お聞きしておりました。河口委員、よろしかったでしょうか。

はい、他にいかがでしょうか。最後の章までできましたので、前の章に振り返っていただいて、言いそびれたことがございましたら、改めて御意見いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

井上委員、よろしく願いいたします。

## 井上委員

精神障害者当事者サークル シンセサイズ中部の井上と申します。第7章の2項で「広域的な支援事業」というところで、140ページから141ページで、私のような当事者の活躍が見込まれるというか、ピアサポート事業なんですけれども、実際、現場で活動できると思うんですけども、研修受講者見込数が30名となっております、愛知県広いと思うんですけども、この数値の根拠を知りたいです。地域的に分けるのか、それとも愛知県一括で遠くから遠くへ移動するのかなと思ってしまいうんですけども。

それと併せてアウトリーチのチーム見込数が、2チームずつということなんです、この根拠も知りたいです。

## 永田議長

ありがとうございました。140ページの「ピアサポートの活用」というところで、事業としまして30人、また2チームと記載があるんですけども、これがどのように運用されるのか、またこの数字の根拠はどこから来ているのかという御質問だったかと思えます。事務局から御説明をよろしく願いいたします。

### 障害福祉課こころの健康推進室 古橋室長補佐

障害福祉課の古橋です。まず、ピアサポーターの養成研修受講者見込数、30名の根拠でございますが、今年度はピアサポーター研修をすでに実施しておりまして、参加者は、名古屋市を除く愛知県内の当事者の方で35名でした。名古屋市も含めると60名以上の方に御参加いただいております。今回、初回ということでかなりたくさんの方に御参加いただいておりますが、これから3年間の見込としましては、一年当たり名古屋市を除く愛知県内から御参加いただいた約30名をベースに、目標値を定めております。

次に、アウトリーチのチーム見込み数の2チームについてでございますが、第4期計画におきましても2チームという目標を掲げさせていただいておりますが、現状は目標に達しておりません。現状はACTとして、取組んでいる県の精神医療センター1箇所のみでございますので、第4期に引き続きまして、第5期計画の目標を2チームとしております。以上でございます。

### 永田議長

はい、ありがとうございました。今年度の実績を踏まえた数値と今1事業所のところをできれば2チームにしていきたいというところでの目標値ということだったと思います。

### 井上委員

ピアサポーターの養成研修というものに、実は私も出たんですけども、あれでピアサポーターになれたという理解でよろしかったでしょうか。

### 障害福祉課こころの健康推進室 古橋室長補佐

障害福祉課の古橋です。今年度、ピアサポーターの養成研修をさせていただいて、その後実際に、ピアサポーターの方に支援者の方と一緒に精神科病院を訪問いただく事業を実施予定としております。その事業に参加いただくという意向確認を養成研修の後にさせていただきまして、68名の養成研修受講者の内の54名の方に登録をしていただいておりますので、その方々が、今後ピアサポーターとして活動していただく方になると思っております。以上でございます。

### 井上委員

登録もしたので、では、よろしく申し上げます。ありがとうございます。

### 永田議長

はい、ピアサポーターになっていただいた後のバックアップが継続的に必要になってくるかと思っておりますので、養成して終わりではなくて、その後ピアサポーターの活動を支えていくということも含めて御検討いただけるといいのかなと思います。ありがとうございました。

それでは、最後まで検討させていただきました。おそらく、改めて振り返らせていただくと、まだ御意見等もあったのではないかと思います。最初に御発言がありましたように御意見等ありましたら書面にて、提出していただければそれを反映させるというかたちになってくるかと思っておりますので、また、追加で御意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。それで、第1章から第9章まで見てまいりましたけども、たくさん御意見をいただいたかと思っております。計画の中の文章として反映させる部分と、また今回の計画では現状を把握するだけに止まり、次のステップにどう繋げていくのかということに広く渡って御意見をいただいたかと思っております。それを踏まえて愛知県の方で、御検討いただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたし

ます。

計画の素案について、全体的に御意見をいただきましたので、今回の審議会としましては、計画の素案について御了解をいただけたということで進めてまいりたいと思いますが、よろしかったでしょうか。それでは、改めて確認させていただきましたので、方向性としては、この素案のとおり進めさせていただくということをお願いできればと思います。事務局におかれましては、ただいまの意見も踏まえまして、1月にパブリックコメントを受けて計画の作成に移ってまいります。パブリックコメントに向けての計画素案の作成をよろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に移らせていただければと思います。

### 13 議題（2）手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の推進について

#### 永田議長

議題の2番目「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の推進について」審議会条例第6条第4項により、専門部会の部会長が報告することとなっております。部会長は、私、永田が務めさせていただいておりますので、私から御説明させていただきます。

第2回、3回の愛知県障害者施策審議会専門部会について報告いたします。資料2-1、2-2になりますので、そちらを御覧ください。手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の推進ということになっております。

まず、資料2-1を御覧ください。第2回目の専門部会は9月26日に、委員全員参加のもと開催し、議題が3件、報告を2件審議させていただきました。議題につきましては、「愛知県障害者計画について」、「普及啓発事業について」、「第5期愛知県障害福祉計画について」の3件を議論いたしました。第5期愛知県障害福祉計画につきましては、今回の審議会で検討させていただきましたところに反映させていただいております。報告事項は、「手話言語・障害者コミュニケーション条例に関して災害時の情報発信について」を議論させていただきました。また、その他の取組について御報告させていただいたものとなっております。

次のページ、別紙1を御覧ください。議題の1つ目、愛知県障害者計画につきまして、検討内容として、見直し後の愛知県障害者計画のボリュームや構成について議論した内容になっております。検討の結果、見直し後の愛知県障害者計画は、別冊、追補版とし4～8ページ程度のボリュームとしたものを作製することになりました。構成（骨子）は、愛知県障害者計画に合わせ、趣旨、課題、施策の方向性、主な取組という構成で進めてまいります。

委員からの御意見として、手話言語を獲得できる環境の場の確保について、記載して欲しい等の御意見がございましたので、それを反映させたかたちで愛知県障害者計画という中に入れていきたいと思っております。

別紙2を御覧ください。次は、「普及啓発事業について」です。検討内容につきましては、普及リーフレットと啓発イベントをどのようなものを行っていくかについてでございます。検討の結果、普及リーフレットに関しましては、今年度は、「子ども」を対象の一つとして、子どもに手にとってもらえるような、アイキャッチを意識したデザインや、チラシから切り取るとサイコロになるなど、子どもにとって興味を引く仕掛けを施すこと、また、内容については、障害について説明するのではなく、例えば子ども自身が目を閉じたり、耳をふさいだりというような体験を通して、子ども自身が体感的に障害について共感できる内容の方向で現在検討しているところであります。

また、普及イベントに関しましても、今年度「子ども」を主な焦点を置かせていただいておりますので、その保護者をターゲットに、障害者団体と連携し集客等を意識しながら進めるかたちをとらせていただくことになりました。

委員からの御意見として、リーフレットをただ配布するだけではなく、先生から説明していただいて、より手にとってみていただくようにするとの御意見がありました。

次に別紙3を御覧ください。報告事項の1つ目ですが、9月11日に県の防災局と地域福祉課、障害福祉課、また専門部会の委員10名で、災害時の情報発信等について意見交換を行うことができました。これまでこのようなかたちのものが無かったということで、貴重な一步を踏み出せたのではないかと考えております。その内容につきましては、通常時の情報取得をどのように行うのか、団体や地域、施設や支援者からの情報伝達手段や災害時の情報伝達手段での疑問点、また、県当局との意見交換ということで、こういった課題があるか現状での共有させていただきました。今後、こういった機会を踏まえながら、災害時にも情報が障害のある方にも届くように、また配慮していただけるように検討していければと思います。

次に別紙4を御覧ください。報告事項の2つ目の「今年度上半期の取組について」になります。資料にありますように、8月から9月にかけて取組を実施いたしました。参考までに、また目を通していただければと思います。

次に、第3回専門部会を御報告させていただきます。資料2-2を御覧ください。第3回目の専門部会は11月28日に、委員全員参加のもと開催し、議題が3件ありました。「普及啓発事業について」、「愛知県障害者計画について」、「第5期愛知県障害福祉計画の策定について」となっております。

別紙1-1を御覧ください。普及啓発事業につきましては、第2回目の専門部会の議論を踏まえ、リーフレット案及び普及啓発イベント案が作製され議論を行いました。

次の別紙1-2を御覧ください。こちらがリーフレット案になっております。また、普及啓発イベント案を作製し、こちらについても議論いたしました。リーフレットにつきましては、お手元にあるようにサイコロ型を採用させていただき、県内の小学校にお配りするというかたちをとらせていただくことになりました。表紙につきましては、絵画や書、ステージなど様々な芸術表現をモチーフに目を引くような内容としていくことになりました。また、「手、指の形」のところは、今年鳥取県で開催された、第4回全国高校生手話ダンスパフォーマンス甲子園で準優勝した愛知県稲沢市の杏和高等学校の全国大会での手話ダンスのステージの画像が入る予定となっております。裏面は、サイコロを作りサイコロで出た目により、目を閉じたり、耳をふさいだりというような体験を通して、障害について気づきを与えるような内容となりました。この普及リーフレットは、年明けの1月に完成予定となっております。順次、学校や図書館、市町村等に配布する予定となっております。また、記載内容や詳細な文字情報、他の画像など、第3回の専門部会で各委員からいただきました御意見を反映させ、現在作成中です。おそらく、年度内中に各委員に最終案をご確認いただき、校了というかたちで進めさせていただく予定となっております。できるだけ多くの子供達に、実際に体験していただいて、理解を深めていただける機会になればと考えております。

別紙1-1にお戻りください。別紙1-1の左側の下に戻りますが、啓発イベントについて具体的に確認をさせていただきました。年明けの3月11日、名古屋栄オアシス21で、県産業労働部が開催する「障害者ワークフェア」と連携し実施させていただくこととなりました。全盲の歌姫「若渚」さんの歌やトーク、明生会館盲人ホームによるあん摩体験、ALSについて知ってもらう事業など併せて実施する内容となっております。

各委員からは、別紙1-1[普及啓発リーフレット(案)について]にもあるように、「色使いや文字の大きさなど見やすくしてほしい」、「視覚障害について、スポーツや料理などしているなど前向きな記載を入れてほしい」などの御意見をいただいております。できるだけ多くの方に御参加いただけるかたちで普及啓発していきたいと考えております。

次に別紙2-1を御覧ください。「愛知県障害者計画について」の御議論です。第2回目の専門部会の議論を踏まえまして、事務局で計画案を作成していただき、それについて内容を議論させていただきました。

別紙2-2を御覧ください。先ほど説明させていただきましたとおり、別紙として作製することとなりました。8ページで、趣旨、方針施策の方向性と主な取組、条例の概要、取組紹介等のフレームとなっております。できるだけ、この条例について、御理解いただけるかたちでという検討を進めてまいりました。このかたちで、愛知県障害者計画とさせていただきますと思います。

各委員からは、「手話言語と障害の特性に応じたコミュニケーション手段を分けて記載した方が良い」、「ろう児が手話言語を獲得できる環境や場が必要であることを記載して欲しい」、「視覚障害者にとり、「音声」は重要なコミュニケーション手段であるので、点字だけでなく「音声」も入れて欲しい」などの御意見をいただきました。そういった御意見をもとに、本日の添付した愛知県障害者計画は、各委員からの御意見を全て盛り込み反映したものとなっております。また御確認いただければと思います。

今後の予定ですが、本日の施策審議会での審議を受け、その後、県庁関係部局や専門部会各委員等との調整を行い、来年6月開催予定の専門部会で最終審議を行い、県障害者施策審議会、県社会福祉審議会の審議を経て、健康福祉ビジョン推進本部にて決定となります。

急ぎ、資料に基づき説明させていただきましたので、十分資料を読み込むことができなかつた部分もあるかと思いますが、この施策の推進について、御意見や御質問等がありましたら、お願いいたします。古家委員、よろしくお願いいたします。

#### 古家委員

愛盲連の古家です。手話言語コミュニケーション条例については、びっくりするほど広がっていないなというのを感じているんですけども、その中でも手話の講座を開いていただいて少しずつ広がっているなとは感じつつ、水野委員にも御意見をお伺いしたいんですけども、手話が一人歩きして、パフォーマンスに使われているんじゃないかと思って気になっています。それでも関心を持ってもらえるなら良いのかなとも思うんですけども、そのあたりどうお考えでしょうか。

#### 永田議長

このことについて、水野委員から御発言があればよろしくお願いいたします。

#### 水野委員

愛知聴覚障害者センターの水野です。古家さんから御質問をいただきましたので、お答えいたします。まさに、古家さんの御発言のとおりです。手話の魅力を持って手話を表せば良い。少なくとも、「手話は楽しい」というだけで終わってしまっている人たちがいます。実際、「手話は言語である」ことを理解した上で、聞こえない人に対して「手話を使ってコミュニケーションをとろう」という気持ちまではいっていません。今はそういう状況であります。「私は手話ができない」、「少しだけできる、でもできないんだ」それで終わってしまっている。私達としては、とても残念です。「手話は言語である」。それをもっと皆さんに知ってもらいたいです。聞こえる人たちは、音声で会話ができます。私達聞こえない者は、音声は聞こえません。耳も聞こえません。ですので、目で見て、身振りや手話があれば話すことができます。それが大事。そのあたりをもっと広めたいなと思います。

#### 永田議長

とても大事な御指摘ありがとうございました。おそらく、この条例ができれば解決する問題ではなくて、この条例をきっかけにして、私達一人一人がどのように取り組んでいくかということが問われてくるんだと思います。また、専門部会でも十分に議論していければと思っていますけれども、この条例が県内で正しい

理解の下、活用していただけるよう今後も県全体として取組を検討いただければと思いますので、よろしく  
お願いいたします。

他にいかがでしょうか。それでは、牧野委員、よろしくお願いいたします。

#### 牧野委員

私も今まで委員として2年間やってきて反省というか、落胆しています。私は知的障害者育成会ということで、12月の上旬に障害者週間があり、知的障害者育成会が障害者の団体として白壁庁舎で表彰式をやり  
ました。そこで、要約筆記があり、僕たち障害者団体は意識していたんですけども、そうでない団体は意識  
していないと感じたんです。それからもう一つ、私の地元の碧南市で、社協の事務員さんにサポートしてもら  
って、同じように要約筆記をしてもらいましたが、ほとんどの人が意識をしていないと感じました。これは  
どうしてかと考えていたんですけども、やはり、手話は言語である、と。英語と同じ感覚でやらないとな  
かなか身につかないと思います。そういう意味では、来年度からは新たな一歩で、実現可能なものから少し  
ずつやっていかないと、会議を開いてもこれ以上進歩が無いと思いましたので発言させていただきました。

#### 永田議長

はい、ありがとうございます。具体的に何をしていくのかということが問われていくかと思しますので、  
専門部会で委員の先生方から御意見を伺いながら、具体的に何ができるのかということ踏まえて検討して  
いければと思います。また、事務局におかれましては、こういった御意見を踏まえまして、専門部会で、手  
話言語コミュニケーションの利用の促進に向けての検討を進めていただくよう、よろしくお願いいたします。

それでは、時間の関係もありますので、議題3に移らせていただきます。

#### 14 議題(3) あいち健康福祉ビジョン2020年次レポート(平成29年度版)(案)について

##### 永田議長

議題の3番目「あいち健康福祉ビジョン2020年次レポート(平成29年度版)(案)について」を御  
審議いただきたいと存じます。事務局から説明をお願いします。

##### 医療福祉計画課 田中課長

医療福祉計画課の田中と申します。それでは、議題3の「あいち健康福祉ビジョン2020年次レポート  
(平成29年度版)(案)」について御説明いたします。資料3-1が年次レポート(案)の概要版、資料3  
-2が年次レポート(案)の本冊となっておりますが、資料3-1の概要版を使って説明させていただきます。

資料3-1の左上「1 年次レポートの概要」を御覧ください。まず、年次レポートの目的でございます  
が、「あいち健康福祉ビジョン2020」は、本県の健康福祉の進むべき方向を共有する基本指針として、  
平成28年3月に策定したものでございます。3つ目の丸でございますが、ビジョンの進行管理のため、毎  
年年次レポートを作成し、ビジョンに示されている施策の進行状況や新たな課題に対する取組の方向性を明  
らかにすることとしております。その下の四角で囲ったところにありますとおり、冒頭の健康福祉部長の挨拶  
の中でもありましたが、このビジョンの障害者支援に係る記載部分を、障害者基本法第11条第2項の規  
定に基づく「愛知県障害者計画」として位置付けておりますことから、本日、この審議会において、委員の  
皆様方から、年次レポート(案)の障害者支援に係る記載部分について、御意見をいただくものでございま  
す。

次に、「年次レポートの構成」ですが、3部構成となっております。「I. 平成28年度の主な取組状況」

では、ビジョンに示されている施策の平成28年度の主な取組状況を記載しております。「Ⅱ.特集」では、毎年度テーマを決め、その取組状況を検証しております。ここには記しておりませんが、ビジョンでは目指すべき健康福祉社会の実現ために、「人づくり」、「地域づくり」、「健康づくり」、「環境づくり」の4点を重視して、施策の展開を図っていくこととしておりまして、昨年度はこの内「人づくり」をテーマとして特集を組ませていただきました。今年度は、その次の「ともに暮らし、支え合う地域づくり」をテーマとしております。

「Ⅲ.新たな課題への対応」では、社会状況の変化等に伴う新たな課題を取り上げることとしておりまして、今年度は、「子どもの貧困対策の推進」を取り上げております。

それでは、構成に沿って、障害者支援に係る部分を中心に、内容を御説明いたします。

その下の「Ⅰ.平成28年度の主な取組状況」を御覧ください。なお、項目右端に括弧で記載されているページ番号3～32は、本冊での記載個所を示しております。その下の四角で囲われて色が塗ってあるところを見ていただきますと、「1.子ども・子育て支援」「2.健康長寿」「3.医療・介護」、資料の右上にまいりまして「4.障害者支援」、資料を1枚おめくりいただいて、左の中ほど少し下「5.健康福祉を支える地域づくり・人づくり」、このビジョンに掲げました5つの区分につきまして、主な取組状況を記載しております。資料を1枚戻っていただいて、1ページ目の右上「4.障害者支援」の部分をご覧ください。本冊では21ページから26ページに記載されておりますが、「4.障害者支援」の取組状況の概要としまして、ビジョンに示されている5つの課題ごとに見てまいりますと、「(1)特別支援教育の充実」については、点線の囲みの中にありますとおり、「特別支援教育コーディネーターを対象とした講義・演習の実施」ですとか、3つ目の「大府もちのき特別支援学校の建設工事」など、特別支援教育の支援・指導力向上を図る取組や、特別支援教育の環境の充実に関する取組を実施させていただいたところでございます。

次にその下、「(2)障害のある人の地域生活支援と療育支援」につきましては、日常生活における相談支援が効果的に実施されるよう人材育成を図りますとともに、重症心身障害児者や医療的ケアが必要な方が身近な地域において医療や療育が受けられるよう地域の拠点施設を整備しました。主な取組といたしまして、点線の囲みの中でございますが、1つ目「相談支援従事者の資質向上研修の開催」や、3つ目「医療療育総合センター（仮称）の重心病棟の供用開始及び本館棟建設工事の着手」、4つ目「三河青い鳥医療療育センターの開所」などを実施したところでございます。

次にその下「(3)地域における就労支援の充実」についてでございます。福祉施設から一般就労への移行を進める取組ですとか、工賃水準を改善し、就労意欲の向上を図る取組を進めました。主な取組といたしましては、点線の囲みの中の1つ目「事業主等を対象とした障害者雇用促進トップセミナーの開催」ですとか、5つ目「農業分野との連携による工賃向上事業」などを実施したところでございます。

資料を1枚おめくりいただいて、左上「(4)障害のある人の活躍の場の拡大」についてでございます。障害のある人が制作したアート作品を広く県民に鑑賞していただく取組ですとか、障害者スポーツの裾野を広げ、幅広い方々に興味・関心を持っていただけるよう取組を進めてまいりました。主な取組といたしましては、点線の囲みの中にあるように、「あいちアール・ブリュット展」「第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会」「愛知県障害者スポーツ大会」などを開催し、多くの方の御来場・御参加をいただきました。

その下の「(5)社会全体で支える環境の整備」についてでございます。障害の有無にかかわらず共に暮らせる社会の実現を目指し、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組みました。主な取組といたしまして、点線の囲みの中の1つ目「障害者の虐待防止・権利擁護などの推進のため、相談窓口担当者や障害福祉サービス事業所等設置者・管理者・従事者向け研修」を実施いたしました。また、3つ目「県立高等学校における教科「福祉」などの指導を通じた障害のある人への理解促進や介護体験等の実施」により福祉教育を推進いたしました。

続きまして、その下の「Ⅱ. 特集」を御覧ください。「ともに暮らし、支え合う地域づくり」をテーマといたしまして、年次レポートでは、「(1) 地域包括ケアの推進」「(2) あいちオレンジタウン構想の推進」、資料右上にまいりまして「(3) 障害及び障害のある人への理解の促進」「(4) 社会全体で支え合う地域づくり」の4つの取組状況について検証いたしました。この内、「(3) 障害及び障害のある人への理解の促進」でございます。資料右側を御覧ください。障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けまして、平成27年12月に「愛知県障害者差別解消推進条例」、平成28年10月には「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を制定いたしまして、障害を理由とする差別に関する相談窓口の整備、関係機関における連携体制の構築、NPOから企画を募り啓発事業を実施するなど、県民意識の向上を図る取組を進めました。

また、第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会の開催や、トップアスリートによる実技指導など、障害のある人の社会参加等と障害のある人への理解の促進を図ったところでございます。

今後の方向性でございますが、手話通訳者等の養成を行う他、カラーユニバーサルデザインガイドライン(仮称)を作成し周知してまいります。また、第16回全国障害者芸術・文化祭あいち大会の成果を継承し、障害者アーツ展、障害者支援施設での出前講座などを実施し、アートを通じた社会参加と理解の促進を図ってまいります。さらに、平成30年に開催される2018年第7回スペシャルオリンピックス日本夏季ナショナルゲーム・愛知に向けた様々な準備を進めてまいります。

この資料の一番右下、「2 今後のスケジュール(予定)」を御覧ください。本日、障害者施策審議会で御意見をいただき、その後、社会福祉審議会、医療審議会においても意見をお聞きしまして、2月上旬に知事を本部長といたします「あいち健康福祉ビジョン推進本部」において決定し、公表していく予定としております。以上が年次レポートの説明でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

## 永田議長

ありがとうございました。ただいま御説明がありました「あいち健康福祉ビジョン2020年次レポート(平成29年度版)(案)」につきまして、御意見・御質問ありましたら、よろしくお願ひいたします。古家委員、よろしくお願ひいたします。

## 古家委員

愛盲連の古家です。福祉ガイドブックのことなんですけども、今年度のものは、もう発行されているんでしょうか。毎年、私のところに点字のものを送っていただいているんですけども、いつも遅いなあという印象なんです。今年度のものは勿論まだ届いていなくて、いつも年明けの1月の下旬には届くのかなという印象なんですけども、年度が終わろうという頃に届くので、もし一般のものがもう少し早い時期に届いているのであれば、点字のものも同じ時期に届けてくれるとありがたいなと思います。勿論、一般のものも同じ時期であれば致し方ないなと思いますが、いかがでしょうか。

## 永田議長

はい、ありがとうございます。年度というものなのに、年明けに届くのももう少し早くならないかということですけども、いかがでしょうか。

## 障害福祉課 加藤補佐

企画・調整グループの加藤でございます。福祉ガイドブックの発行時期について、御意見・御質問をいただきました。29年度のものにつきましては、現在作製中ということで、大変遅くなっているところです。



ご迷惑をおかけしております。音声版・点字版につきましても、同時に作製しているところがございますので、年明けには送付できるように鋭意努めてまいります。よろしくお願いいたします。

#### 永田議長

はい、点字のものだけでなく一般のものも遅れているとのことですので、もうしばらくお待ちいただければと思います。他にいかがでしょうか。では、このかたちで進めていただくことになるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

### 15 意見交換

#### 永田議長

もう残り時間僅かになってきましたが、あとお一人くらいであれば全体の意見交換ということで御発言いただければと思いますけども、いかがでしょうか。それでは、辻委員、よろしくお願いいたします。

#### 辻委員

公募委員の辻です。皆さん御存知かと思っておりますけども、名古屋城の復元を木造で行うという事業が名古屋市で行われております。その木造化については、エレベーターは設置しないと、その代わりチェアリフトという椅子に乗り移っていただいて、そのリフトが上までゆっくり上がっていくというのを作るという方向で動いています。私の周りの方もそうなんですけども、チェアリフトを利用できない、筋肉が弱っていく病気の方とか座位が保てない方は、このチェアリフトが使用できないということで、この差別解消法、そして愛知県でも条例ができて、今までずっと議論されていまして「障害の有無にかかわらず、ともに暮らせる社会」を作ろうということに、私は逆行していると思っております。そこで、私からの提案なんですけれども、例えば、この施策審議会からバリアフリー化を求める「意見書」というかたちで出せないかと思っております。今日の配席図の中に、名古屋市障害企画課の課長さんの肩書きがあるんですけども、名古屋市の障害者施策推進協議会でも意見書を出そうという動きがあるそうです。そのあたりは名古屋市はどのようになっているのかということもお伺いして、この愛知県障害者施策審議会でも、バリアフリー化を求める意見書を提出してはどうかというのが私の意見です。もう一つは、この件について、健康福祉部長さんから何か御意見を聞かせていただければと思います。以上です。

#### 永田議長

はい、ありがとうございます。一部の新聞で計画を見直すということも伺ったような気がしますが、名古屋市から御発言をお願いいたします。

#### 名古屋市障害企画課 服部課長

名古屋市障害企画課長の服部でございます。よろしくお願いいたします。今、辻委員からお話がありましたとおり、名古屋市障害者施策推進協議会がありまして、名古屋市の諮問機関になるのですが、そこでも議論がありました。ただちょっと誤解がありまして、意見書を出そうということにはなっておりません。実は、名古屋城の天守閣の再建を進めているチームが障害者の方々の意見を聞く前からあいつた報道が出てしまったということで、改めて今週の月曜日に名古屋市内にある障害者団体からの意見を聞く場を設けました。その場では、総意でエレベーターは設置すべきだということでもとまりました。それを受けて名古屋城の整備の方が持って帰っているという状況になっております。今月中に、近々、障害者施策推進協議会が開かれる予定なんですけども、多分ですが、名古屋城からの返答待ちということになるのではないかと。御承知の

とおり、うちの市長が肝いりで作っているものですから、その名古屋城の整備の検討の中で出てきた意見を踏まえまして、施策推進協議会の方で例えば意見書を出すですとか、別に議論をするといったようになるのではないかと、私どもでは考えている次第でございます。

## 辻委員

ありがとうございます。名古屋市の施策推進協議会の方では、まずは意見を出してその後どのように進めていくのかというようにお話を聞きましたので、県の施策審議会で意見書を出すといった先ほどの発言は撤回させていただきます。でも、これは確かに名古屋市のことではあるんですけども、愛知県の中にある名古屋市、そして条例があるのは愛知県だけですので、そのあたり部長さんから少しお話をいただけたらと思います。

## 永田議長

県としての見解だけお聞かせ願います。

## 長谷川健康福祉部長

健康福祉部長ですけども、名古屋市さんでの検討会議も立ち上げて、これからやっていかれるということなので、県としても障害者差別解消条例の趣旨から、様々な方の御意見を伺いながら良いかたちで進むように注視していきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

## 永田議長

こういうことがあると、やっぱり十分浸透していないんじゃないかとの不安も大きくなっていくのかと思います。こういうかたちではなく、きちんと議論を進めていくというプロセスがあれば、皆さん自身が安心して議論を見守ることができるかと思います。今後も色んなことで同じような事態が起こってくるのではないかと思いますので、愛知県としては今回の議論も踏まえまして、進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

おそらく、まだ意見交換をされたい方もいらっしゃるかと思いますが、お時間も迫ってまいりましたので、本日の会議はこれをもちまして終了したいと思えます。事務局におかれましては、今日出ました御意見や御質問をもとに障害者支援施策の一層の推進を図っていただくようお願いいたします。

それでは、事務局にお返しさせていただきます。

## 16 閉会

障害福祉課長の植羅でございます。本日は大変お忙しい中を非常に長時間にわたり、御審議いただきました。誠にありがとうございました。また、永田先生には、急遽、議事を進行していただくことになりました。大変スムーズに議事を進行していただき、本当にありがとうございます。ご協力いただきまして、ありがとうございました。

本日、委員の皆様からいただきました多くの大変貴重な御意見・御提言につきましては、しっかり私ども事務局で検討をさせていただきます。今後のパブリックコメントに掛けてまいります。また、専門部会での検討内容に反映させてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、今年度3回目の障害者施策審議会は、年明け3月15日木曜日の午後に開催する予定とさせていただいておりますので、何卒よろしく願いいたします。

ここで、一点だけ宣伝をさせていただきたいと思えます。第5期障害福祉計画の中にもあります。また、

福祉ビジョンの年次レポートにも、若干取り上げさせていただいておりますが、障害のある方の自立の支援、それから障害に対する一般の方々の理解の促進ということで、愛知県といたしましては、障害のある方のアートへの支援に取り組んでおります。今日お手元にお配りさせていただいておりますカラーのチラシがございますが、こちらの下の方に記載がございます。昨年度開催いたしました、第16回全国障害者芸術文化祭・あいち大会の開催から1周年記念ということで、アール・ブリュットとアティックアートの連携作品展を現在開催させていただいております。「アール・ブリュット」というのは、生(き)の芸術と申しますが、芸術に対する教育を受けていない方による芸術、また「アティックアート」というのは、お耳慣れしていないかもしれませんが、眠っている才能に光を当てるということで、13社の企業ノベルティグッズに障害のある方の作品を使っているのを、アティックアートというところでございます。この連携作品展、現在は岡崎信用金庫の名古屋支店、名古屋市伏見駅から徒歩5分程度の所ですが、そちらの1階と7階で開催しております。こちらは土日も開催しております。それから、あと2箇所を県内で巡回するというので12月26日から豊橋市で、また1月23日からは岡崎市の葵丘というところで開催をする予定としておりますので、お時間ある方は是非御覧になっていただければと思います。宣伝が長くなり申し訳ありません。

それでは、大変長くなり恐縮でございますが、本日はこれで審議会を終了させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

以上で、平成29年度第2回愛知県障害者施策審議会を終了した。

署名人 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

署名人 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_